

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 28 年 3 月 31 日・東京都条例第 55 号

1 概要

(1) 改正理由

指定の取消しの要件に該当した特定地球温暖化対策事業所について、削減義務期間の終了年度を選択することができるようにするほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

- ① 条例第 5 条の 21 に規定する指定管理口座の開設に係る申請の手続を廃止するほか、規定を整備する。
- ② 温室効果ガス排出総量削減義務の対象となる特定地球温暖化対策事業所のうち指定の取消しの要件に該当した事業所について、削減義務期間の終了年度を選択することができるよう規定を改める。
- ③ 条例第 8 条の 6 に規定する登録検証機関のうち知事が別に定める基準に適合するものについては、その登録の有効期間を 5 年間とする。
- ④ 条例第 5 条の 23 の 3 第 1 項において、一般管理口座の更新申請手数料を新たに規定する。
- ⑤ 条例第 2 章第 3 節に規定する建築物環境計画書制度に基づくマンション環境性能表示に関し、建築主の氏名、建築物の名称等の変更についての手続を簡素化する（条例第 23 条の 6）。
- ⑥ その他必要な規定整備を行う。

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日。ただし、①については同年 10 月 1 日、⑥については公布の日。

3 問合せ先

1 (2) (⑤を除く。)

環境局地球環境エネルギー部総量削減課

直通 03-5388-3465

1 (2) ⑤

環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課

直通 03-5388-3536